

# 公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 定 款

平成21年2月24日制定  
平成23年2月1日施行  
平成23年5月31日改正  
平成24年5月29日改正  
平成26年5月29日改正  
平成28年5月31日改正  
平成30年5月29日改正  
令和2年5月29日改正  
令和3年6月3日改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
  - 第3章 会員（第5条－第11条）
  - 第4章 総会（第12条－第21条）
  - 第5章 役員等（第22条－第30条）
  - 第6章 理事会（第31条－第38条）
  - 第7章 財産及び会計（第39条－第46条）
  - 第8章 定款の変更及び解散（第47条－第51条）
  - 第9章 委員会（第52条）
  - 第10章 事務局及び職員（第53条・第54条）
  - 第11章 情報公開及び個人情報の保護（第55条－第57条）
  - 第12章 補則（第58条）
- 附則

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この法人は、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会と称する。

### （事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### （目的）

第3条 この法人は、ビルメンテナンスに関する知識・技術の進歩向上に関する事業を行うとともに、ビルメンテナンス業の健全な育成に関する事業を行い、もって建築物における衛生的で安全な環境条件の維持発展を図り、広く都民生活の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**(事業)**

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、建築物における環境衛生の向上、犯罪の防止・治安の維持又は事故・災害の防止等に関し、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスの知識・技術に関する調査及び研究
- (2) ビルメンテナンスに関する教育及び訓練
- (3) ビルメンテナンス業の育成
- (4) ビルメンテナンスについての普及啓発と活用
- (5) 職業安定法に基づく職業紹介事業
- (6) この法人の運営のために必要な収益等の事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

**(法人の構成員)**

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会したビルメンテナンス業を営む法人又は個人
- (2) 賛助会員 この法人に関連する業務を営み、この法人の事業を賛助するため入会した法人又は個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

**(会員の資格の取得)**

**第6条** 正会員又は賛助会員（以下「会員」という。）として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

**(経費の負担)**

**第7条** 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

**(退会)**

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

**(除名)**

**第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

**(会員資格の喪失)**

**第10条** 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して6か月以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し又は解散したとき。

**(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)**

**第11条** 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (種別)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 4 賛助会員は、総会に出席することができるが、議決に加わることはできない。

### (権限)

第14条 総会は、法令又はこの定款で決議するものとして定める事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第16条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、総会において決議することができない。

### (開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により請求があったとき。

### (招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

### (議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選出する。

### (定足数)

第18条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (決議)

第19条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に決議を行わなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、第20条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成が得られている場合であって、議長が役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している正会員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

### (書面議決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任

することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

**第21条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 役員等

#### (役員の種類及び定数)

**第22条** この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 会長以外の理事の中から、理事会の決議により同法第91条第1項第2号の業務執行理事を選定することができる。

#### (役員を選任)

**第23条** 理事及び監事は、別に定めるところにより総会の決議によって選任する。

2 理事のうち3名以上5名以内及び監事のうち1名については、理事会の推薦により総会において選任する。ただし、推薦により選任される理事及び監事のうち、専務理事のほか理事若干名及び監事1名については、有識者の中から選任する。

3 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 副会長及び専務理事は、会長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て定める。

5 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて遅滞なくその旨行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務)

**第24条** 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

**第25条** 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事の職務執行又は業務並びに財産の状況について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。この報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられないときは直接理事会を招集すること。
- (5) 総会に提出される議案等に法令等違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨総会に報告すること。
- (6) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

**第26条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第27条** 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいとみられるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

**第28条** 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員並びに定款第23条の定めに基づき有識者の中から選任される理事（専務理事を除く。）及び監事については、総会において別に定める報酬等の支給基準に従い算定した額を総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長、顧問及び相談役)

**第29条** この法人に、10名以内の範囲で、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、この法人の運営上の重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

#### (責任の免除)

**第30条** この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

**第31条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長又は業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、前条第3号又は第4号後段に定める場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第4号前段に定める場合には、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事会において定める。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数の同意をもって決する。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が、署名、押印しなければならない。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入

- ア 会費及び入会金
- イ 寄附金品
- ウ 事業に伴う収入
- エ 財産から生ずる収入
- オ その他の収入

#### (財産の管理)

**第40条** この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

#### (事業年度)

**第41条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

**第42条** この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、事業年度開始前に、事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 第1項の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

**第43条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、総会において出席した正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

- 2 前項の事業報告等は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第44条** 会長は、法令の定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

#### (長期借入金)

**第45条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

#### (会計原則)

**第46条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

**第47条** この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

#### (合併等)

**第48条** この法人は、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の合併等をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

**第49条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(公益目的取得財産残額の贈与)**

**第50条** この法人が公益認定の取り消しを受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(残余財産の処分)**

**第51条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第9章 委員会

**(委員会)**

**第52条** この法人の事業を推進するために、理事会のもとに、日常的な事業を処理する常設の委員会と時限的な特別委員会を設置する。

2 常設委員会及び特別委員会の設置、廃止、構成、担当事項は、理事会が定める。

3 委員会に委員長を置き、理事の中から理事会が選出する。また、必要に応じて、理事の中から副委員長を選出することができる。委員会の委員は、専門的な知識・経験を有する者の中から、当該委員長の推薦により理事会が選任する。

## 第10章 事務局及び職員

**(設置等)**

**第53条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(備え付け帳簿及び書類)**

**第54条** 主たる事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画及び収支予算書
- (8) 事業報告及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) その他法令に定める帳簿及び書類

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程の定めるところによる。

### (個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (公告)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所における公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

### (委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるところによるものとする。

会長 一戸隆男

副会長 渡邊秀樹、原田長治、石橋和夫

専務理事 鷲見博史

理事 高安敏夫、星川泰博、丸橋洋介、加納利夫、梶山龍誠、佐藤雅春、佐々木浩二、  
佐々木繁夫、狩野伸彌、山崎邦生、佐藤博、山田忠彦、森川佐平、麻生正紀、森田宏夫

監事 大村清保、西道隆、石井泰幸

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

この定款は、総会で承認された日（平成23年5月31日）の翌日から施行する。ただし、第52条第1項第9号の規定は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この定款は、総会で承認された日（平成24年5月29日）の翌日から施行する。

**附 則（平成26年5月29日第4回定時総会承認）**

第4回定時総会（平成26年5月29日）による第22条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年5月31日第6回定時総会承認）**

この定款第22条第1項及び第23条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年5月29日第8回定時総会承認）**

この定款第4条は、総会で承認のあった日（平成30年5月29日）から施行する。

**附 則（令和2年5月29日第10回定時総会承認）**

この定款第15条、第23条、第34条、第42条及び第43条は、総会で承認のあった日（令和2年5月29日）から施行する。

**附 則（令和3年6月3日第11回定時総会承認）**

この定款第19条及び第20条は、総会で承認のあった日（令和3年6月3日）から施行する。